

香川県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第26号

香川県都市公園規則の一部を改正する規則

香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(商工奨励館を利用することができない日)</p> <p>第10条の6 知事は、必要があると認めるときは、<u>商工奨励館を利用することができない日を設けることができる。</u></p>	<p>(商工奨励館を利用することができない日)</p> <p>第10条の6 <u>商工奨励館を利用することができない日は、12月29日から翌年の1月1日までの日とする。</u></p> <p>2 知事は、必要があると認めるときは、<u>前項の規定にかかわらず、臨時に、商工奨励館を利用することができない日を変更し、又は商工奨励館を利用することができない日を設けることができる。</u></p>
<p>(駐車することができる自動車)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 栗林公園東門駐車場に駐車することができる自動車は、<u>道路交通法第3条に規定する大型自動車（乗車定員が11人以上のものに限る。以下「大型自動車」という。）</u>、同条に規定する中型自動車（乗車定員が11人以上のものに限る。以下「中型自動車」という。）及び同条に規定する普通自動車（<u>同条に規定する大型自動二輪車のうち側車付きのもの及び普通自動二輪車のうち側車付きのものを含む。以下「普通自動車」という。</u>）とする。</p>	<p>(駐車することができる自動車)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 栗林公園東門駐車場に駐車することができる自動車は、<u>道路交通法第3条に規定する大型自動車（乗車定員が11人以上のものに限る。以下「大型自動車」という。）</u>、同条に規定する中型自動車（乗車定員が11人以上のものに限る。以下「中型自動車」という。）及び同条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）とする。</p>
<p>(利用の許可を要する有料公園施設)</p> <p>第20条の5 略</p> <p>(1) 栗林公園 <u>商工奨励館（本館階上及び北館にあっては、専用使用により利用する場合に限る。）</u></p> <p>舟遊場（専用使用により利用する場合に限る。）</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(利用の許可を要する有料公園施設)</p> <p>第20条の5 有料公園施設のうち<u>条例第7条の2（条例第14条の2第7項後段において読み替えて適用する場合を含む。）</u>の許可を受けなければならない施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 栗林公園 <u>商工奨励館北館</u></p> <p><u>商工奨励館和室</u></p> <p>舟遊場（専用使用により利用する場合に限る。）</p> <p>(2)・(3) 略</p>

第16号様式の2 (第20条の6 関係)

(日本工業規格A列4番)

有料公園施設利用許可書

年 月 日

香川県知事 殿
所 長

申請者 住所
氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)

連絡先

有料公園施設を利用したいので、香川県都市公園規則第20条の6第1項の規定により申請します。

利用目的	行事名		
利用施設及び利用区分	1 商工奨励館 (1) 本館階上 (2) 北館 (3) 和室 (4) 北控室 (5) 南控室		
	2 舟遊場		
	3 番の州球場 (1) 基本施設 ・アマチュアスポーツ [・生徒及び児童 ・アマチュアスポーツ [・一般 以外のスポーツ ・その他 (2) 夜間照明施設 (/ 3)		
	4 マリンドーム (1) 基本施設 (2) 第1控室 冷暖房 (要・不要) (3) 第2控室 冷暖房 (要・不要) (4) 会議室 冷暖房 (要・不要)		
	5 球技場 (1) 基本施設 (第1・第2・第3・第4) ・アマチュアスポーツ [・学校等 ・アマチュアスポーツ以外 [・学校等以外 ・アマチュアスポーツ以外で全ての グラウンドを使用 入場料の徴収 (有 (最高額 円)・無) (2) 会議室 冷暖房 (要・不要)		
	6 ターゲット・バードゴルフ場 [・学校等 ・学校等以外		
利用日時及び参加(入場)	年月日から 年月日まで 日間 時から 時まで	年月日から 年月日まで 日間 時から 時まで	年月日から 年月日まで 日間 時から 時まで
予定人員	人	人	人
※使用料	円	※受付番号	
備 考			

注 1 該当するものに記入又は○印をしてください。

2 ※欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、平成27年8月1日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

第16号様式の2 (第20条の6 関係)

(日本工業規格A列4番)

有料公園施設利用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿
所 長

申請者 住所
氏 名

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名)

連絡先

有料公園施設を利用したいので、香川県都市公園規則第20条の6第1項の規定により申請します。

利用目的	行事名		
利用施設及び利用区分	1 商工奨励館 (1) 北館 (2) 和室		
	2 舟遊場		
	3 番の州球場 (1) 基本施設 ・アマチュアスポーツ [・生徒及び児童 ・アマチュアスポーツ [・一般 以外のスポーツ ・その他 (2) 夜間照明施設 (/ 3)		
	4 マリンドーム (1) 基本施設 (2) 第1控室 冷暖房 (要・不要) (3) 第2控室 冷暖房 (要・不要) (4) 会議室 冷暖房 (要・不要)		
	5 球技場 (1) 基本施設 (第1・第2・第3・第4) ・アマチュアスポーツ [・学校等 ・アマチュアスポーツ以外 [・学校等以外 ・アマチュアスポーツ以外で全ての グラウンドを使用 入場料の徴収 (有 (最高額 円)・無) (2) 会議室 冷暖房 (要・不要)		
	6 ターゲット・バードゴルフ場 [・学校等 ・学校等以外		
利用日時及び参加(入場)	年月日から 年月日まで 日間 時から 時まで	年月日から 年月日まで 日間 時から 時まで	年月日から 年月日まで 日間 時から 時まで
予定人員	人	人	人
※使用料	円	※受付番号	
備 考			

注 1 該当するものに記入又は○印をしてください。

2 ※欄は、記入しないでください。